

【ロシア】粉末アルコールの規制

海外立法情報課 古澤 卓也

* 2015 年からロシア政府内では粉末アルコール製品の流通に対する危惧が高まっていた。これを受けて 2018 年 12 月 27 日及び 2019 年 11 月 14 日に、粉末アルコールの製造・流通を禁止する法律が制定された。

1 粉末アルコールの概要と規制の背景

粉末アルコールの製造技術は、1966 年に日本の企業によって開発された¹。日本では粉末酒は酒税法の対象となるものの、2019 年現在、製造・販売を禁止する法律はなく、菓子製造などに用いられている。

他方で、粉末アルコールの販売が法律で禁止されている国も多い。例えば、アメリカ合衆国の過半数の州では粉末アルコールの製造・販売が法律で禁止されている²。ロシアでは粉末アルコールが広く流通した例はないが、輸入、製造、販売に対する禁止措置がとられている。

2 連邦消費者庁による輸入禁止声明

2015 年 6 月 10 日、『イズヴェスチャ』は、アメリカの食品製造会社が粉末アルコールをロシアに輸出しようとしている旨を報道した³。この報道があった後、連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁⁴（以下「連邦消費者庁」）は、粉末アルコールのロシア国内への輸入を禁止する声明を出した⁵。連邦消費者庁は、声明の中で輸入禁止の理由を三つ挙げている。第一に、アルコール好きの一部ロシア人たちが粉末アルコールを非常に濃い濃度で飲んだり、粉のまま摂取したりすることで、粘膜を痛めたり、急性アルコール中毒に陥る危険性がある。第二に、偽造酒の問題である。連邦消費者庁は、粉末アルコールを水で薄めたものが一般的なコニャックやウィスキーとして店頭販売される可能性を指摘した。第三に、ユーラシア関税同盟⁶加盟国で食品類を販売する際には、当該製品が「関税同盟技術規則」⁷に即していなければならない。しかし、この規則には、粉末アルコール製品に対する言及や条件が存在しないため、製品の適切性を評価することができない。したがって、ユーラシア関税同盟に加盟しているロシアでは粉末アルコールを販売することはできないというのが連邦消費者庁の見解であった。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 12 月 4 日である。

¹ 「製品情報 粉末酒」2019.9.25. 佐藤食品工業株式会社ホームページ <<http://www.sato-foods.co.jp/product/liquor.html>>

² "Powdered Alcohol: Ban It or Regulate It?" *State Legislatures*, 2019.9-10. (ProQuest Central より閲覧。)

³ "Американцы планируют продавать сухую водку в России." *Известия*, 2015.6.10. <<https://iz.ru/news/587551>>

⁴ 連邦消費者権利保護・福祉分野監督庁（Федеральная служба по надзору в сфере защиты прав потребителей и благополучия человека）は、日本の消費者庁に相当する機関。

⁵ "О порошкообразном алкоголе." *Федеральная служба по надзору в сфере защиты прав потребителей и благополучия человека*, 2015.6.18. <https://rospotrebnadzor.ru/about/info/news/news_details.php?ELEMENT_ID=3747>

⁶ 2010 年 1 月、加盟国内の商品移動の自由化を目的として発足した。当初の加盟国はロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 か国だったが、後にアルメニアとキルギスが加わった。関税同盟の概要については以下も参照。小泉悠「ロシア、カザフスタン、ベラルーシの経済統合」『外国の立法』No.250, 2011.12, pp.183-192. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3382146_po_02500008.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

⁷ "Технический регламент." *Евразийская экономическая комиссия*, 2019.10.5. <<http://www.eurasiancommission.org/ru/act/tehnreg/deptexreg/tr/Pages/reglaments.aspx>>

3 粉末アルコールの製造・販売違法化

他方で、ロシア連邦社会院⁸の社会政策・労働関係・生活水準委員会委員長ウラジーミル・スレパク（Владимир Слепак）は、上院議長のヴァレンティナ・マトヴィエンコ（Валентина Матвиенко）に書簡を送り、ロシア国内における粉末アルコールの販売を禁止又は制限することを求めた⁹。こうした状況を背景に、2018年12月27日に、連邦法第560号「粉末状アルコール含有製品の製造及び流通の禁止確立に関する、連邦法『エタノール、アルコール製品及びアルコール含有製品の製造と流通に関する国家規制と、アルコール製品の消費（飲酒）の制限について』第2条及び第26条の改正について」¹⁰が成立した。この法律は、1995年11月22日に制定された連邦法第171号「エタノール、アルコール製品及びアルコール含有製品の製造と流通に関する国家規制と、アルコール製品の消費（飲酒）の制限について」¹¹（以下「アルコール法」）を改正するものである。

改正点は二つある。第一に、同法の具体的な規制対象を定める第2条が改正され、「粉状のアルコール製品、すなわち0.5%以上のエタノールを含んだ液状の製品を作るための、食用あるいは非食用の粉末物質」が「アルコール法」の適用対象として定められた。ただし、連邦政府によって一部の粉末アルコールを「アルコール法」の適用範囲外とすることができる。第二に、「アルコール法」の適用対象となる粉末アルコール製品の製造及び流通が禁止された。使用自体は禁止されていない。この法律は2019年1月8日から施行された。

4 過料の導入

さらに、2019年11月4日に、連邦法第357号「『ロシア連邦行政的違法行為法典』の改正について」¹²が成立した。同法は2001年に制定された連邦法第195号「ロシア連邦行政的違法行為法典」¹³を改正するものである。この改正により、粉末アルコール製品の製造及び流通が過料に処されることとなった。額は法を犯した主体によって異なる。連邦消費者庁が取締りを行う予定である。この改正は、2019年11月15日から施行された。

⁸ ロシア連邦社会院（Общественная палата Российской Федерации）は、市民と国家機関、政府及び地方自治体との協力関係を確保することで、国家政策の策定を実現する際における市民の需要や利益を考慮し、権力機関の活動を社会的にコントロールするために、2015年に創設された機関である。詳しくは以下を参照。「О Палате.» *Общественная палата Российской Федерации*. <<https://www.oprf.ru/about/>>

⁹ 「В Общественной палате задумались о запрете порошкового алкоголя.» Lenta.ru, 2015.7.8. <<https://lenta.ru/news/2015/06/08/alco/>>

¹⁰ Федеральный закон от 27 декабря 2018 года N 560-ФЗ "О внесении изменений в статьи 2 и 26 Федерального закона "О государственном регулировании производства и оборота этилового спирта, алкогольной и спиртосодержащей продукции и об ограничении потребления (распития) алкогольной продукции" в части установления запрета на производство и (или) оборот порошкообразной спиртосодержащей продукции." <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_314687/>

¹¹ Федеральный закон от 22 ноября 1995 года N 171-ФЗ "О государственном регулировании производства и оборота этилового спирта, алкогольной и спиртосодержащей продукции и об ограничении потребления (распития) алкогольной продукции." <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_8368/>

¹² Федеральный закон от 4 ноября 2019 года N 357-ФЗ "О внесении изменений в Кодекс Российской Федерации и об административных правонарушениях." <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_336734/>

¹³ Федеральный закон от 30 декабря 2001 года N 195-ФЗ "Кодекс Российской Федерации об административных правонарушениях." <http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_34661/>